

廃用症候群に対するリハビリテーションを含む

疾患別リハビリテーション等の適切な評価

骨子【I-5-(2)】

第1 基本的な考え方

廃用症候群に対するリハビリテーションを適正化の観点から見直しを行い、併せて疾患別リハビリテーション等の評価を見直す。

第2 具体的な内容

1. 廃用症候群に対するリハビリテーションの評価を適正化するとともに、対象患者から他の疾患別リハビリテーション等の対象患者を除く。

現 行	改定案
【脳血管疾患等リハビリテーション料】（1単位につき）	【脳血管疾患等リハビリテーション料】（1単位につき）
イ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	イ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
（2）廃用症候群の場合 235点	（2）廃用症候群の場合 <u>〇点</u> （改）
ロ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）	ロ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
（2）廃用症候群の場合 190点	（2）廃用症候群の場合 <u>〇点</u> （改）
ハ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）	ハ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
（2）廃用症候群の場合 100点	（2）廃用症候群の場合 <u>〇点</u> （改）
注4	注4
イ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	イ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
（2）廃用症候群の場合 212点	（2）廃用症候群の場合 <u>〇点</u> （改）

<p>ロ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ） (2) 廃用症候群の場合 171点</p> <p>ハ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ） (2) 廃用症候群の場合 90点</p> <p>[対象者] 外科手術又は肺炎等の治療時の安静による廃用症候群その他のリハビリテーションを要する状態の患者であって、一定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来しているもの</p>	<p>ロ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ） (2) 廃用症候群の場合 <u>〇点(改)</u></p> <p>ハ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ） (2) 廃用症候群の場合 <u>〇点(改)</u></p> <p>[対象者] 外科手術又は肺炎等の治療時の安静による廃用症候群その他のリハビリテーションを要する状態の患者であって、一定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来しているもの（<u>心大血管疾患リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料、障害児（者）リハビリテーション料、がん患者リハビリテーション料の対象となる患者を除く。</u>）</p>
--	--

2. 疾患別リハビリテーション等の評価を充実する。

現 行	改定案
<p>【心大血管疾患リハビリテーション料】（1単位につき）</p>	<p>【心大血管疾患リハビリテーション料】（1単位につき）</p>
<p>1 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ） 200点</p>	<p>1 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ） <u>〇点(改)</u></p>
<p>2 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ） 100点</p>	<p>2 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ） <u>〇点(改)</u></p>

<p>【運動器リハビリテーション料】 (1単位につき)</p> <p>1 運動器リハビリテーション料 (I) 175点</p> <p>2 運動器リハビリテーション料 (II) 165点</p> <p>3 運動器リハビリテーション料 (III) 80点</p> <p>注5</p> <p>イ 運動器リハビリテーション料 (I) 158点</p> <p>ロ 運動器リハビリテーション料 (II) 149点</p> <p>ハ 運動器リハビリテーション料 (III) 80点</p> <p>【呼吸器リハビリテーション料】 (1単位につき)</p> <p>1 呼吸器リハビリテーション料 (I) 170点</p> <p>2 呼吸器リハビリテーション料 (II) 80点</p> <p>【障害児(者)リハビリテーション料】 (1単位につき)</p> <p>1 6歳未満の患者の場合 220点</p> <p>2 6歳以上18歳未満の患者の場合 190点</p> <p>3 18歳以上の患者の場合 150点</p> <p>【がん患者リハビリテーション料】 (1単位につき) 200点</p>	<p>【運動器リハビリテーション料】 (1単位につき)</p> <p>1 運動器リハビリテーション料 (I) <u>〇点</u>(改)</p> <p>2 運動器リハビリテーション料 (II) <u>〇点</u>(改)</p> <p>3 運動器リハビリテーション料 (III) <u>〇点</u>(改)</p> <p>注5</p> <p>イ 運動器リハビリテーション料 (I) <u>〇点</u>(改)</p> <p>ロ 運動器リハビリテーション料 (II) <u>〇点</u>(改)</p> <p>ハ 運動器リハビリテーション料 (III) <u>〇点</u>(改)</p> <p>【呼吸器リハビリテーション料】 (1単位につき)</p> <p>1 呼吸器リハビリテーション料 (I) <u>〇点</u>(改)</p> <p>2 呼吸器リハビリテーション料 (II) <u>〇点</u>(改)</p> <p>【障害児(者)リハビリテーション料】 (1単位につき)</p> <p>1 6歳未満の患者の場合 <u>〇点</u>(改)</p> <p>2 6歳以上18歳未満の患者の場合 <u>〇点</u>(改)</p> <p>3 18歳以上の患者の場合 <u>〇点</u>(改)</p> <p>【がん患者リハビリテーション料】 (1単位につき) <u>〇点</u>(改)</p>
---	--